

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ゴルフクラブの会員権の取扱い

Q：当社では、資産に計上していたゴルフクラブの会員権を売ったところ、売却損が生じました。この会員権は接待のために購入したもので、この売却損は法人税法上交際費となるのでしょうか。

A：法人が、ゴルフクラブの会員権を購入するために支出した金額は、法人会員として入会する場合及び法人会員制度がないため個人会員として入会し、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められる場合には、法人の資産に計上します。個人会員として入会しその入会が法人の業務の遂行上必要であると認められない場合には、その名義人となった個人に対する給与として取り扱います。

会員権の購入に際して名義書換料を支払った場合には、ゴルフクラブの会員権に含めて資産に計上して下さい。

また、法人が資産に計上した会員権については、償却はできません。

ゴルフクラブの会員権の取得が取引先の接待を目的としたものである場合、その会員権の脱退による除却損や売却による譲渡損は、交際費となるのではないかと考えられるかもしれませんが、しかし、ゴルフクラブの会員権の脱退による除却損や売却による譲渡損は、固定資産の除却損や譲渡損であり、その除却や売却によって、特定の取引先を接待したものではありません。従って、ゴルフクラブの会員権の除却損や譲渡損は、その除却や譲渡をした事業年度において、単に損金として認められ交際費には該当しません。

